

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（環境局）並びに同条第7項の規定による出資団体監査（公益財団法人 西宮スポーツセンター）、財政援助団体監査（特定非営利活動法人くぬぎ（ひまわりファクトリー））及び指定管理者監査（特定非営利活動法人こども環境活動支援協会）を実施したので、同条第9項の規定に従い、公表します。

平成24年11月27日

西宮市監査委員	亀	井	健
同	鈴	木	雅一
同	西	田	いさお
同	花	岡	ゆたか

# 目 次

## 財政援助団体監査結果報告

### 特定非営利活動法人 くぬぎ(ひまわりファクトリー)

第1	監査の対象	15 - 2
第2	監査の期間及び方法	15 - 2
第3	監査の結果	15 - 2
1	特定非営利活動法人くぬぎ(ひまわりファクトリー)の概要	15 - 2
2	ひまわりファクトリーの事業の実施状況	15 - 4
3	西宮市地域活動支援センター事業運営補助金	15 - 4
4	ひまわりファクトリーに対する運営補助金	15 - 6
5	事務処理等の状況	15 - 8
6	む す び	15 - 8

## 凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりです。  
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。  
「 」は、減少・低下。  
「 - 」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 文中に用いている数値で、万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 各表中千円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	西田 いさお
同	花岡 ゆたか

財政援助団体監査結果報告  
(特定非営利活動法人くぬぎ(ひまわりファクトリー))

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

# 財政援助団体監査結果報告書

## 第1 監査の対象

特定非営利活動法人くぬぎ(ひまわりファクトリー)が、「西宮市地域活動支援センター事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)」及び「西宮市地域活動支援センター運営費等補助事業要綱(以下「補助要綱」という。)」に基づいて交付を受けた次の補助金にかかる出納、その他事務のうち、主として平成23年4月1日から24年3月31日までの間に執行された事務を対象に監査を実施しました。

報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、特定非営利活動法人くぬぎ(ひまわりファクトリー)及び所管部局提出の直近の数値を用いるよう努めました。

西宮市地域活動支援センター事業運営補助金	13,272,000 円
----------------------	--------------

## 第2 監査の期間及び方法

平成24年8月29日から事務局監査に入り、同年10月22日には特定非営利活動法人くぬぎ(ひまわりファクトリー)及び健康福祉局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

## 第3 監査の結果

次のとおりです。

### 1 特定非営利活動法人くぬぎ(ひまわりファクトリー)の概要

#### (1) 特定非営利活動法人くぬぎ(以下「NPO法人くぬぎ」という)

##### ア 設立の目的等

NPO法人くぬぎは、精神障害者小規模作業所の運営、障害者自立支援法に基づく事業、精神障害者とその家族の支援相談、そして精神保健福祉の啓発や交流に関する事業を通じて、一般市民との相互理解・協力を深め、当事者とその家族を取りまく環境をより豊かにし、地域での当事者の自立した生活及び社会参加を促進することを目的として平成元年に設立され、17年に兵庫県から特定非営利活動法人の認証を受けています。

NPO法人くぬぎが設置する事業所は、つぎのとおりです。

就労サポートセンターあかつき[(就労移行支援事業) 多機能型事業所きらら]

くらしサポートそよ風[(生活訓練事業) 多機能型事業所きらら]

くぬぎファクトリー[(就労継続支援B型事業) 多機能型事業所きらら]

ひまわりファクトリー(地域活動支援センター)

くぬぎホーム甲子園(グループホーム・ケアホーム一体型事業)

くぬぎホーム鳴尾(グループホーム・ケアホーム一体型事業)

沿革は次のとおりです。

昭和59年 県の職親制度指定を受け「増谷共同作業所」開設

平成元年 鳴尾町1丁目に小規模作業所を開設

3年 作業所名を「くぬぎ共同作業所」に変更

7年 阪神淡路大震災を経て、運営委員会を発足

13年 「ひまわりファクトリー」開設

17年 兵庫県から特定非営利活動法人くぬぎの認証を受ける

19年 両作業所が障害者自立支援法に基づく地域活動支援事業へ移行

「くぬぎホーム甲子園(女性専用)」設立

20年 「就労サポートセンターあかつき」開設

21年 くぬぎファクトリーが就労継続支援B型事業、就労サポートセンターあかつきが就労移行支援事業へ移行し、「きらら(多機能型事業)」となる

「くぬぎホーム鳴尾(男性専用)」設立

23年 きららに生活訓練事業「くらしサポートそよ風」を追加

24年 ひまわりファクトリーが鳴尾町1丁目に移転

## イ 組織

会員は、NPO法人くぬぎの目的に賛同して入会した個人及び団体の「正会員」、NPO法人くぬぎの事業を賛助するために入会した個人及び団体の「賛助会員」の2種で、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員としています。

総会は、正会員をもって構成され、理事及び監事は総会において選任されます。24年6月の定期総会時点の正会員は個人81名・団体1名、役員は理事12名・監事1名となっています。

事務局は西宮市鳴尾町2丁目5-10くぬぎファクトリー内に置かれています。

(2) 地域活動支援センターひまわりファクトリー(以下「ひまわりファクトリー」という)

ア 設立の目的等

ひまわりファクトリーは、地域活動支援センターとして、同じ病気、悩みを抱える仲間と一緒に、心地よい空間、時間の中で癒しのプログラム、レクレーションなどの経験を分かち合い、社会の中でより自分らしい生き方を選択し、生活を豊かにできるよう活動しています。13年4月に開設され、19年4月に西宮市から地域活動支援センターの指定を受けています。

イ 組織

ひまわりファクトリーの設置及び運営主体はNPO法人くぬぎで、事業所の所在地は西宮市鳴尾町1丁目10-7ライフ東塾1F(23年度は西宮市笠屋町17-4)、職員は所長1名、支援員2名となっています。

2 ひまわりファクトリーの事業の実施状況

平成23年度におけるひまわりファクトリーの主な事業の実施状況は、次のとおりです。

(1) 基礎的事業

憩いの場事業として、フリートーク、アロマセラピー、書道、園芸などの癒し活動やポストカード作成などの創作活動を行っています。

生活支援事業として、相談、昼食提供、夕食弁当提供、調理実習、レクレーションなどの活動を行っています。

(2) 機能強化事業

地域交流事業として、地区公園清掃、新川さくらフェスタ、みやこふれあい夜店、市民祭り、NPOフェスティバル、ランプフェスタ、ふれあいネットワークなどに参加しています。

普及啓発事業として、武庫川女子大学生との学習会、武庫川女子大学生とのスポーツ交流会などを行っています。

3 西宮市地域活動支援センター事業運営補助金(以下「運営補助金」という。)

補助金等の取扱いに関する規則、実施要綱及び補助要綱に基づいて、運営補助金が交付されています。

(1) 補助の目的

実施要綱第2条で、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会活動を営むことを促進することを目的とし、第6条で、指定事業者が本事業を実施したときには、別に定める補助要綱に基づき、運営費を補助するとしています。

(2) 補助対象事業及び交付額

補助要綱第2条で、補助対象事業は、実施要綱第1条に規定する地域活動支援センター事業としています。また、補助要綱第3条で、補助対象事業者は、実施要綱第4条第2項の規定により、市長があらかじめ指定した法人とするとしています。

補助要綱第4条で、補助金の交付額は、別表に規定する額とする。ただし、予算の範囲内とするとしています。別表に規定する補助金交付額の算定方法は次のとおりです。

基準額	
基礎的事業	1. 管理費 $5,313,600 \text{ 円} \times \frac{\text{開設月数}}{12} \times \frac{\text{西宮市在住者月利用延人員}}{\text{月利用延人員}}$
	2. 事業費 $8,330 \text{ 円} \times \text{月利用延人員} (\text{月} 20 \text{ 人以内} \times \text{開所月数}) \times \frac{\text{西宮市在住者月利用延人員}}{\text{月利用延人員}}$
	3. 交通費補助(別記) 高額の交通費負担をしている通所者を対象 $(\text{月額交通費自己負担額} - 8,000 \text{ 円}) \div 2$
機能強化事業	1. 施設維持費 月額上限 100,000 円 × 開設月数  ただし、市外設置を除く
	2. 利用人数加算 $8,330 \text{ 円} \times [\text{月利用延人員} - (20 \times \text{開所月数})] \times \frac{\text{西宮市在住者月利用延人員}}{\text{月利用延人員}}$
	3. 事業費加算 平均月利用延人員が 10 人以上 15 人以下の場合 $120,000 \text{ 円} \times \text{開設月数}$ 平均月利用延人員が 16 人以上 20 人以下の場合 $160,000 \text{ 円} \times \text{開設月数}$ 平均月利用延人員が 21 人以上の場合 $200,000 \text{ 円} \times \text{開設月数}$ のいずれか × $\frac{\text{西宮市在住者月利用延人員}}{\text{月利用延人員}}$
	4. 指導員加算 平均月利用延人員が 16 人以上の場合 $181,400 \text{ 円} \times \text{開設月数} \times \frac{\text{西宮市在住者月利用延人員}}{\text{月利用延人員}}$

- 1 月利用延人員とは、各月の利用人員を合計した数をいう。
- 2 地域活動支援センターの利用人員とは、月平均5日以上又は年間60日以上利用している者を対象とする。

#### 4 ひまわりファクトリーに対する運営補助金

##### (1) 補助金の申請、交付、精算

交付申請から交付までの状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	交付申請日	交付決定日	交付請求日	交付日
	申請額	決定額	請求額	交付額
運営補助金	23. 5.20	23. 6.10	23. 6.20	23. 6.29
			23.10.12	23.10.28
	14,888,000	14,888,000	7,444,000	7,444,000
			5,955,000	5,955,000

補助金の精算状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	変更交付決定額 (A)	交付済額 (B)	返還額 (B)-(A)	返還年月日
運営補助金	13,272,000	13,399,000	127,000	24. 5.14

##### (2) NPO法人くぬぎの収支状況

平成23年度の収支状況は、次のとおりです。

##### 収 入

(単位：円)

科 目	決 算 額	ひまわりファクトリーの 運営補助金等
会費収入	317,000	
地域活動支援センター補助金収入	13,272,000	13,272,000
介護・訓練等給付金収入	61,475,308	
作業収入	1,808,192	
グループホーム家賃助成金収入	1,106,285	
利用者負担金収入	432,711	
助成金・その他補助金収入	1,540,000	
バザー・イベント収入	42,010	
寄付金収入	14,176,844	
雑収入	759,394	45
収 入 計	(A) 94,929,744	13,272,045



支 出

(単位：円)

科 目	決 算 額	ひまわりファクトリーの 運営補助金等充当額
事業費	79,447,197	
障害福祉サービス事業	65,725,178	
地域生活支援事業	13,633,307	12,949,543
支援・相談事業	43,605	
啓発・交流に関する事業	45,107	
管理費	1,017,842	322,502
支 出 計	(B) 80,465,039	13,272,045

収支差引 (A) - (B) = 14,464,705 円

(3) ひまわりファクトリーの収支状況(運営補助金等に係るもの)

23年度の収支状況は、次のとおりです。

収 入

(単位：円)

科 目	当初予算額 (A)	決 算 額 (B)	差引 (B)-(A)
運営補助金	14,888,000	13,272,000	1,616,000
預金利息	0	45	45
収 入 計	14,888,000	13,272,045	1,615,955

支 出

(単位：円)

科 目	当初予算額 (A)	決 算 額 (B)	差引 (B)-(A)
人件費(管理費含む)・旅費	12,229,000	10,870,766	1,358,234
需用費・役員費	1,050,000	953,644	96,356
使用料・備品購入費	1,609,000	1,447,635	161,365
支 出 計	14,888,000	13,272,045	1,615,955

(4) 補助金の経理

補助金の収入状況は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	受入口座	収入年月日	金 額
運営補助金	特定非営利活動法人 くぬぎ	23. 6.29	7,444,000
	理事長名義	23.10.28	5,955,000

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入されています。

## 5 事務処理等の状況

### (1) NPO法人くぬぎ(ひまわりファクトリー)

総勘定元帳、預金通帳、領収書、補助金関係書類等を調査したところ、次のような状況が見受けられました。今後とも、適正な処理を行ってください。

総勘定元帳に、日付の記載誤りがありました。

ひまわりファクトリーの運営規程に、変更手続きの遅れがありました。

### (2) 所管部局

補助金関係書類等を調査したところ、次のような状況が見受けられました。今後とも、適正な処理を行ってください。

実施要綱及び補助要綱に、記載誤りがありました。

補助事業等実績報告書及び添付書類等の様式に、記載誤りがありました。

補助事業等実績報告は平成 23 年度の定期総会(24 年 6 月 2 日)前に行われており、定期総会で認定された事業報告書や収支計算書との照合が行われていません。

## 6 む す び

今回の財政援助団体監査においては、補助金に関する規定・補助金申請関係書類・収入支出関係書類の確認など、主に財務事務を中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。

なお、事務局監査の中で軽微なミスが一部に見られましたが、これらは、複数の人による定期的な確認作業を行うこと等により防止することが可能と思われます。また、「特定非営利活動促進法」(NPO法)の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から NPO 法人が作成する会計報告書の一部が変更され、NPO 法人の会計ルールである「NPO 法人会計基準」についても財務諸表が統一されるなど、第三者が見ても分かりやすい資料の作成が求められています。

NPO 法人くぬぎ(ひまわりファクトリー)は、地域活動支援センターとして、憩いの場、生活支援、地域交流、普及啓発などの事業を長期にわたり実施され、障害のある人の福祉の充実に寄与されています。今後とも、市民など第三者に対し十分な説明責任を果たしつつ、障害のある人の福祉をはじめ社会福祉の充実に努めてください。